

別紙③：技能実習生から特定技能1号に変更後、更に技術・人文知識・国際業務等の他の在留資格へ変更するにあたっての処分に係る運用について

【事象】

2020年6月23日及び2022年11月16日、当該項目の内容について本庁在留審査課特定技能担当官に対して

「技能実習から特定技能1号の在留資格の変更を受けた者が更に技術・人文知識・国際業務等の他の在留資格への変更を行う場合、技能実習の制度主旨に影響を受け、申請人に対し引き続き本国での技術移転が求められ、変更が相当性を理由として不許可になる可能性はございますか？」と問い合わせを行ったところ、

「なんらかの技術移転が不要になった事情等の説明が求められる可能性はあるが、変更許可を阻害する事由にはならない。本庁としての考えは技能実習から特定技能以外の在留資格への変更は、そもそもの法令上の制度設計から難しいが、特定技能を経ることで法令上の規制から外れると考えている。また、技術移転を行うか否かは本人の意思によるもので日本国が強制できるものではない。また、特定技能1号から特定技能2号へ移行する際、『技術移転に関する誓約書』を提出するが、これも当然に帰国を強制するものではなく、他の適切な在留資格への変更を除外する趣旨を含むものではない。特定技能1号からは、現在は業種を限っているが特定技能2号へと変更することができ、更に永住許可申請も可能な状態となる。それは過去、技能実習生であった者についても除外しない。以上から技能実習から特定技能1号へと変更した外国人が更に他の在留資格への変更を、法律の理由なく入管が阻害できると考えることは困難である。従って、かつて技能実習生であった者が特定技能1号への変更許可後、更に他の在留資格への変更を《本国への技術移転の必要性のみ》もって不許可にすることは相当性の観点からも困難である。」との回答を得ています。

しかし、2022年11月の実際の審査の現場（名古屋入管就労審査部門）においては、技能実習生から特定技能1号へと変更した者が更に技術・人文知識・国際業務への変更を希望したが不許可であり、その理由は『かつて技能実習生であったから』という1点のみであり、事前に確認した本庁の見解を異にしています。

上記のごとく本庁見解の現場徹底をお願い致します。